

2019年8月9日

各 位

会社名 セイノーホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田口 義隆
(コード：9076 東証第1部、名証第1部)
問合せ先 取締役 野津 信行
(TEL. 0584-82-5023)

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、下記のとおり自己株式の取得に係る事項を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 4,500,000株(上限) (自己株式を除く発行済株式総数の2.20%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 5,000百万円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2019年8月13日～2019年12月2日 |

(ご参考) 2019年7月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 204,405,448株
自己株式数 3,274,335株

※上記自己株式には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」により野村信託銀行株式会社(セイノーホールディングス従業員持株会専用信託口)が保有する当社株式、及び「株式給付信託(BBT)」により資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式を含めておりません。

以上